



## 浜松市中小企業者等電力量料金高騰対策支援交付金 (令和 5 年 7 月から令和 5 年 12 月電力使用分)申請受付期間の延長について

エネルギー価格高騰の影響を受けた中小事業者等を支援するため、浜松市中小企業者等電力量料金高騰対策支援交付金(令和 5 年 7 月から令和 5 年 12 月電力使用分)の申請を受付しています。

この度、下記の通り、申請受付期間を延長することといたしましたのでお知らせします。なお、制度の内容や申請方法等について変更ありません。

### ■申請受付期間の延長について

変更前期間：令和 6 年 2 月 26 日（月）～令和 6 年 4 月 30 日（火）

変更後期間：令和 6 年 2 月 26 日（月）～令和 6 年 5 月 31 日（金）

方法：WEB 又は郵送

※郵送受付は、令和 6 年 5 月 31 日（金）までの消印有効

### ■制度の詳細

#### 1 浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金 (令和 5 年 7 月から令和 5 年 12 月電力使用分)

(1) 交付対象者（①または②のいずれかに該当すること）

- ①浜松市内に所在する事業所において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧又は高圧で受電する中小事業者又は個人事業主。ただし、みなし大企業は除く。
- ②小売電気事業者等と特別高圧又は高圧の電力需給契約を締結している事業者が管理する浜松市内の工業団地又は商業施設等（以下、「施設等」という。）において、当該契約に基づき受電する電力を、相応の電気料金に相当する額の分担により使用する中小事業者等（テナント等）。



(2) 交付額

令和5年7月分～12月分の電力使用量 (kWh) の合計 × 1円/kwh

(3) 交付額上限

なし

詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyoshinko/butsuryu/kouhukin/denryokukouhukin.html>



詳細のHPはこちら

■制度全般や手続きに関する問い合わせ窓口

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金コールセンター

電話番号：0570-025-750

(受付時間：午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝日除く。)